(趣旨)

第1条 この要綱は、阿蘇市国産粗飼料利用拡大緊急対策支援事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業実施要綱(令和4年9月30日付け4農畜機第3768号。以下「機構要綱」という。)及び阿蘇市農林水産業振興補助金等交付規則(平成17年規則第104号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、機構要綱に基づく補填金の交付を行う機構要綱第2に規定する 取組主体を通じて、機構要綱第3の2に規定する補填金交付対象者(以下「酪農経営 体」という。)に補助金を交付することにより、本市酪農生産基盤の維持及び強化を 図ることを目的とする。

(交付対象者)

第3条 この補助金の交付対象者は、酪農経営体に対して機構要綱第2の1に規定する 補填金の交付を行う大阿蘇酪農業協同組合とする。

(補助金の額)

- 第4条 補助金の額は、第2条に規定する目的により、機構要綱別表2に規定する補助額に準じ、経産牛1頭当たり5,000円とし、予算の範囲内で定める額とする。 (交付申請)
- 第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、阿蘇市国産粗飼料利用拡大緊急対策支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 機構要綱第 1 に規定する事業実施主体(以下「実施主体」という。)に提出した 補助対象事業の交付申請書及び実施計画の写し
  - (2) 実施主体が発行した交付決定通知書の写し
  - (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付を決定し、阿蘇市 国産粗飼料利用拡大緊急対策支援事業補助金交付決定及び確定通知書(様式第2号)により、補助対象者に速やかに通知する。

(交付決定の取り消し及び返還)

- 第7条 市長は、交付の決定を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、当該交付決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、 直ちにその返還を命ずるものとする。
- 2 市長は、前項の取り消しの決定を行った場合は、その旨を阿蘇市国産粗飼料利用拡大緊急対策支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補則)

第8条 その他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

年 月 日

阿蘇市長様

住 所

団体名

代表者氏名

阿蘇市国産粗飼料利用拡大緊急対策支援事業補助金交付申請書 阿蘇市国産粗飼料利用拡大緊急対策支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、必要書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

様式第9号	·(第6条関係)
13ペンしわる ケ	

指令番号

住所

申請者 団体名

代表者氏名

様

阿蘇市長

阿蘇市国産粗飼料利用拡大緊急対策支援事業事業補助金交付決定及び確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった阿蘇市国産粗飼料利用拡大緊急 対策支援事業補助金については、阿蘇市国産粗飼料利用拡大緊急対策支援事業補助金交 付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定しましたので通知します。

記

- 1 交付決定及び確定額 金 円
- 2 交付条件

阿蘇市農林水産業振興補助金等交付規則並びに阿蘇市国産粗飼料利用拡大緊急対策支援事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

					指	令	番	号
				年		月		日
	住所							
申請者	団体名							
	代表者氏名	様						
			阿蘇市長					印

阿蘇市国産粗飼料利用拡大緊急対策支援事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付けで交付決定した阿蘇市国産粗飼料利用拡大緊急対策支援事業補助金について、阿蘇市国産粗飼料利用拡大緊急対策支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付決定を取り消したので、当該補助金を返還してください。

記

1	交付決定取消理由	1

2	交付決定及び確定額			円
3	交付決定取消額			円
4	返還額			円
5	<b>迈</b> 環期限	年	月	Н